

## 平和市長会議規約（日本語文）の改正について

### 1 改正の趣旨

本年8月1日現在の日本の加盟都市数は1,360であり、そのうち、市以外の町・村・特別区の数が643、それらの日本の加盟都市数に占める割合は47.3%となっている。こうした状況に鑑み、市長のみを対象にしているかのように見える平和市長会議の名称を「平和首長会議」に改正するとともに、規約中「市長」とあるものを「首長」に改正しようとするものである。

なお、平和首長会議への名称変更については、本年1月に開催した日本国内の加盟都市会議で了承が得られている。

### 2 改正の内容

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>平和市長会議規約</u></p> <p>1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお、肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。 (中略)</p> <p>われわれは、広島・長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに、1985年8月に第1回が開催された“世界平和連帯都市市長会議”を恒久のものとするため、ここに<u>平和市長会議</u>という機構を設ける。</p> <p>第1章 目的及び原則 (目的)</p> <p>第1条 <u>平和市長会議</u>は、都市連帯推進計画に賛同するすべての都市（以下「連帯都市」という。）相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第3章 役員 (役員)</p>	<p style="text-align: center;"><u>平和首長会議規約</u></p> <p>1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお、肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。 (中略)</p> <p>われわれは、広島・長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに、1985年8月に第1回が開催された“世界平和連帯都市市長会議”を恒久のものとするため、ここに<u>平和首長会議</u>という機構を設ける。</p> <p>第1章 目的及び原則 (目的)</p> <p>第1条 <u>平和首長会議</u>は、都市連帯推進計画に賛同するすべての都市（以下「連帯都市」という。）相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第3章 役員 (役員)</p>

<p>第4条</p> <p>2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の<u>市長</u>の互選によって決定する。</p> <p>5 理事は、会長が連帯都市の<u>市長</u>の中から選任する。</p> <p>なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の<u>市長</u>が、当該<u>市長</u>の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の<u>市長</u>を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条</p> <p>2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の<u>首長</u>の互選によって決定する。</p> <p>5 理事は、会長が連帯都市の<u>首長</u>の中から選任する。</p> <p>なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の<u>首長</u>が、当該<u>首長</u>の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の<u>首長</u>を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
--	--

### 3 施行期日

2013年8月6日